

県政情報動画制作・広告配信業務（食・歴史、教育・子育て、くらし・環境分野） 企画提案審査会 実施要領

1 企画提案の趣旨

県の施策や魅力を分かりやすく伝える動画を制作し、Y o u T u b e やWE B等での広告を行うことで、学生や若者を含む幅広い世代に、県政情報を効果的に伝えることを目的とする。については、多数の県民の興味を引き付ける動画制作や広告戦略など、民間事業者の持つノウハウや発想を生かした県政情報の発信を実現するため、企画提案書の提出を求める。

2 事業概要

（1）名称

県政情報動画制作・広告配信業務（食・歴史、教育・子育て、くらし・環境分野）

（2）契約の条件

- ① 別添「県政情報動画制作・広告配信業務（食・歴史、教育・子育て、くらし・環境分野）委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- ② 委託契約の期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。
- ③ 委託業務に係る経費は、8, 282, 000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

（3）スケジュール

- ① 実施要領等の配布開始
令和8年2月18日（水）
- ② 業務に関する質問の提出期限
令和8年2月24日（火）正午必着
- ③ 参加申込書の提出期限
令和8年2月27日（金）午後5時必着
- ④ 参加資格認定通知
令和8年3月2日（月）まで
- ⑤ 企画提案書等受付期限
令和8年3月10日（火）午後5時必着
- ⑥ 企画提案書面審査
令和8年3月18日（水）まで
- ⑦ 審査結果の通知
令和8年3月23日（月）まで

（4）参加の表明

① 提出書類

次に掲げる書類については、電子データ（P D F）を提出すること。

- ア 県政情報動画制作・広告配信業務（食・歴史、教育・子育て、くらし・環境分野）企画提案参加申込書（様式1） 1部
イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し
ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）
エ 県税（地方消費税以外）および消費税の納税証明書（2か月以内に取得したもの）
・県税事務所が発行する、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
・税務署が発行する納税証明書（その3の3）

（※）国税の納税証明書については、オンライン請求可能。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

② 提出方法

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案参加申込書（様式1）を令和8年2月27日（金）午後5時までに電子メールにより、（11）問い合わせ先に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

③ 参加資格の認定

ア 参加資格の認定は令和8年3月2日（月）までに電子メールにより通知する。

イ 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

（ア） 参加資格の認定を受けられなかった参加希望者は、その理由について説明を求めることができる。この場合において、令和8年3月3日（火）午後5時までに説明を求める旨を記載したPDFを電子メールにより、申請書提出先に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

（イ）（ア）の書面の提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和8年3月10日（火）までに電子メールにより回答する。

（5）企画・提案に係る提出書類

① 提出物（全て電子データとする。）

ア 企画提案書（任意様式）
PDF形式とすること。

イ サンプル映像
ファイル形式をMP4とすること。
ウ 見積書（任意様式）
PDF形式とすること。

【ア 企画提案書（任意様式）】

企画提案書は、仕様書を熟読し、次の内容について作成すること。

（ア） 業務遂行能力・体制

I 本業務と同種または類似の事業実績を証する書類（申請の日までに履行したもの）。（様式は任意。業務名、発注機関名、契約年月を記載すること。）
II 業務を遂行する制作スタッフの体制や動画制作の際に使用可能な機材（ドローンやGoProなど）をまとめたもの

（イ） 企画

I 視聴結果の分析と提案

- ・動画制作について、企画提案の基本方針や業務の目的を達成するポイントをまとめること
- ・動画広告の視聴結果に基づき、視聴者の傾向を分析する方法および分析結果からどのような改善提案ができるかを記載すること。

II 動画

- ・通常動画（10本以上）は、テーマ（仕様書の項目から選択）、ターゲット、出演者、構成、演出の詳細や工夫点等をそれぞれの回に分けて、具体的に提案すること。
- ・通常動画10本以上のうち、福井県外での撮影を1本以上、かつ、発信力のある人物または番組とのコラボ動画を2本以上含めること。なお、両条件を兼ねた動画とすることも可とする。
- ・ショート動画（10本以上）は、通常動画の概要版動画（本編が見たくなる構成のティーザー動画）に限らず、新たに制作するものの提案も可とする。内容が1本に収まらない場合は、前編・後編などに分割することも可とするが、この場合も1本として扱う。
- ・知事記者会見動画（会見8回程度）は、編集の方針を簡潔にまとめること。
- ・県政情報動画にふさわしく、視聴者に内容をわかりやすく伝える提案をすること。

- ・Y o u T u b e らしさを意識し、視聴継続に繋がる企画を提案すること（例：県職員による現地レポート、体験、施策紹介等）。
- ・各動画はテーマや演出にバリエーションを持たせ、同一フォーマットに偏らないよう工夫すること。
- ・動画の演出・構成・撮影手法は提案者の創意工夫に委ね、独自性を重視する（例：プレゼント企画との連動など）。

III 県政情報動画の周知

- ・広告配信にあたっての演出の詳細や工夫点等をまとめること。
- ・幅広い世代の県民の興味・関心を高め、県政情報動画の知名度向上のための提案をすること。
- ・広告配信期間や想定視聴回数等を具体的に記載し、総再生回数10万回以上の目標を達成できるような提案とすること。

IV 広報支援

- ・県職員向けの動画を通じた広報に関する勉強会（1回以上）について、実施の方針をまとめること。
- ・県職員の広報スキルの向上につながる内容とすること。

【イ サンプル映像】

福井県職員の出演を想定した県政が伝わるサンプル映像 1本

- ・仕様書からテーマを選択し、1分程度の通常動画のサンプル映像を作成すること。
- ・企画提案の基本方針を具体的に反映させること。
- ・音楽やテロップなどを活用し、単調にならない提案をすること。
- ・オープニングのタイトル画面については、県公式チャンネル「ふく#」シリーズで使用しているアニメーション素材（ふく#）を用いることを想定し、提案段階では空欄等により表現すること。なお、当該素材は契約締結後に県から提供する。

【ウ 見積書】

- ・単価、数量が判断できる内訳を記載すること。

【エ その他】

- ・上記のほか、審査や契約の必要上、県が追加資料の提出を求めることがある。この場合、指示に基づき提出すること。

② 提出方法

令和8年3月10日（火）午後5時までに電子メールにより、電子データを（11）問い合わせ先に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

（6）審査に係る事項

① 審査方法

提出された企画提案書等の内容（全体：事業の趣旨・目的の理解度、実現性 各項目：的確性、効果、独創性、経費等）についての審査を書面にて行い、委託候補者を1者選定する。

② ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談等によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

③ 提案者選定結果の通知

ア 審査結果は、令和8年3月23日（月）までに通知する。

イ 審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

（7）契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議して、業務の仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

(8) 業務の適正な実施に関する事項

① 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

② 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失および損失の防止その他個人情報の保護に努めること。

③ 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

④ 知的財産権の取扱い

受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう確認しなければならない。何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

⑤ 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

⑥ 業務の実施

受託者は、契約締結後、県と協議のうえ速やかに業務の実施にあたること。

⑦ 業務報告書の提出

受託者は、実施した業務内容を速やかに報告すること。

(9) 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

① 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

② その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県および受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

(10) その他

① 公示業務に関する質問事項の受付期間は、令和8年2月24日（火）正午までとする。この期間内に、質問書（様式2）に質問事項を記載し、電子メールにより福井県総務部知事公室広報広聴課に提出すること。なお、口頭（電話）での質問は一切受け付けない。また、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

- ② 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合があるほか、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があるので、これらについて了承した上で企画提案書等を提出すること。
- ③ 提出された企画提案書等の使用権および著作権は、契約が成立した場合に限り、県広報広聴課に属するものとする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 企画提案書等の提出に関する経費は、すべて提出者の負担とする。

(11) 問い合わせ先および各種書類の提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部知事公室広報広聴課

電話：0776-20-0220

E-Mail：kouhoukoucho@pref.fukui.lg.jp

【別紙1】電子メールにより提出する際のファイル名、メール件名

| 提出書類 | ファイル名 | メール件名 |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| 参加申込書（様式1） | 【会社名】参加申込書 | 【会社名】参加申込書 |
| 参加資格の認定を受けられなかった理由の説明を求める書面 | 【会社名】参加資格の認定について | 【会社名】参加資格の認定について |
| 企画提案書等 | 【会社名】企画提案書等 | 【会社名】企画提案書等 |
| 質問書（様式2） | 【会社名】質問書 | 【会社名】質問書 |

※質問書を複数回提出する場合は、「【会社名】質問書（1）」「【会社名】質問書（2）」のように、ファイル名とメール件名に数字を付け、区別できるようにすること。